



発行
東京都

目次

告示

公告

○都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…一

○都市計画の案（十一件）……………

…（都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・緑地景観課・都市基盤部調整課・街路計画課）…三

○開発行為に関する工事完了……………

…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…六

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

…（産業労働局商工部地域産業振興課）…六

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）…七

告示

●東京都告示第千四百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十二月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十四日

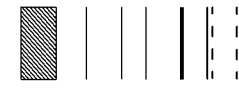
東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 皇居前鍛冶橋
- 二 変更の区間 千代田区皇居外苑地内
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道皇居前鍛冶橋線区域変更略図

千代田区皇居外苑地内



 一 般 国 道

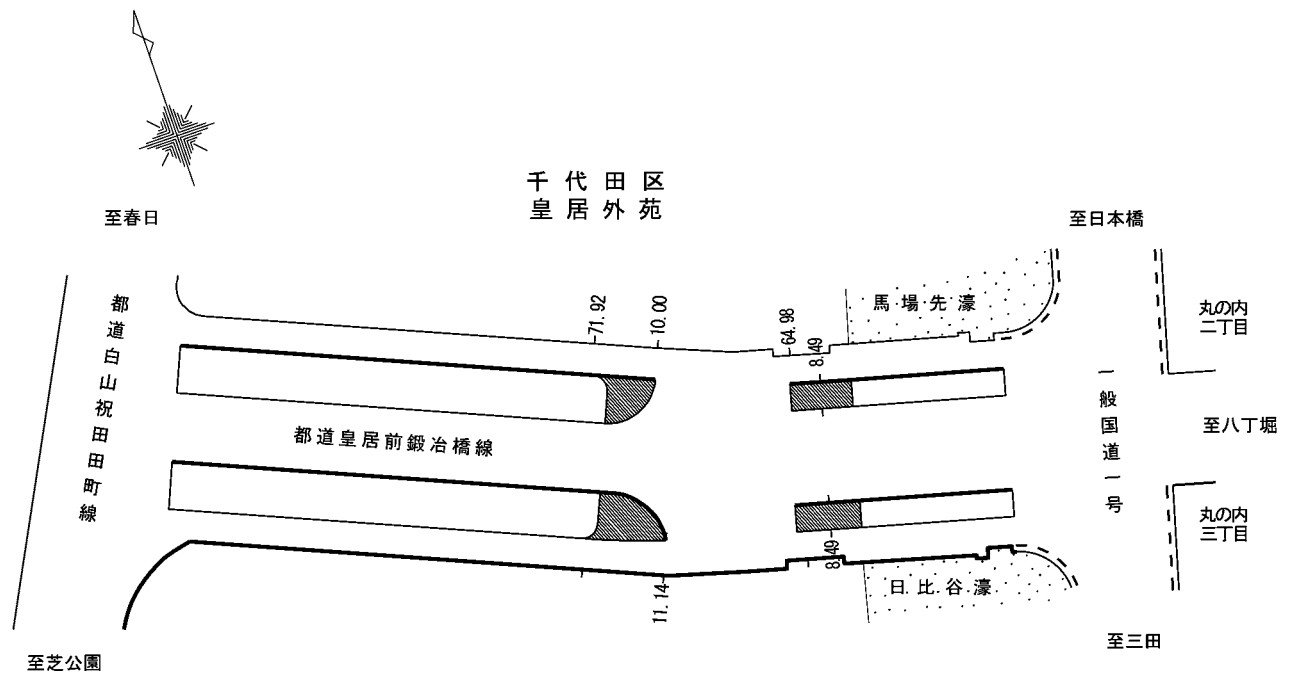
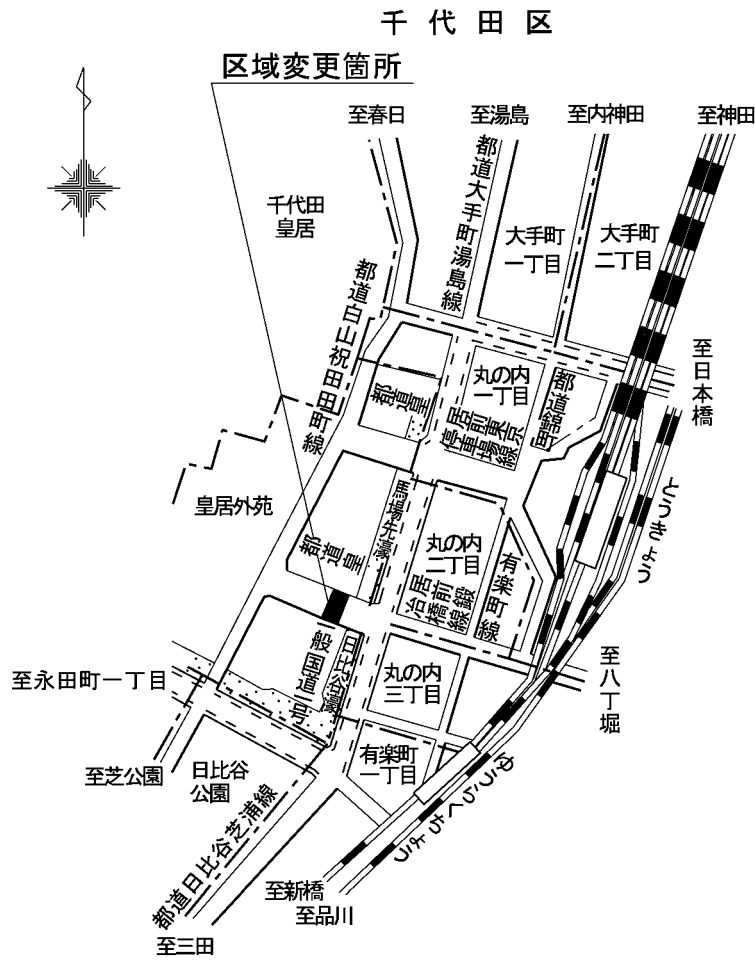
 都 道

 特 別 区 道

 廃 止 区 域

 延 長 八 五 ・ 八 六 メ ー ト ル

 面 積 七 八 四 ・ 一 二 平 方 メ ー ト ル



公 告

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和三年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地域

第一種低層住居専用地域 削除する部分

世田谷区羽根木二丁目、大原二丁目、松原一丁目、大蔵六丁目及び鎌田四丁目各地方内

第一種中高層住居専用地域 追加する部分

世田谷区大蔵六丁目及び鎌田四丁目各地方内

第二種中高層住居専用地域 追加する部分

世田谷区松原一丁目地方内

第一種住居地域 追加する部分

世田谷区羽根木二丁目、大原二丁目及び松原一丁目各地方内

近隣商業地域 追加する部分

世田谷区大原二丁目地方内

世田谷区大原二丁目地方内
削除する部分

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び世田谷区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和三年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

晴海地区地区 変更する部分

中央区晴海一丁目、晴海二丁目、晴海三丁目、晴海四丁目及び晴海五丁目各地方内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び中央区役所

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和三年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

愛宕地区地区 変更する部分

港区愛宕一丁目、愛宕二丁目及び虎ノ門三丁目各地方内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十二階北側）及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二

項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和三年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画地区計画

区計画

神宮外苑地区 追加する部分

地区計画

港区北青山二丁目地内

変更する部分

港区北青山一丁目、北青山二丁目、
新宿区霞ヶ丘町、大京町、南元町、
渋谷区千駄ヶ谷一丁目、千駄ヶ谷
二丁目及び神宮前二丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）並びに港区役所、新宿区
役所及び渋谷区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十七条第一項の規定により、東京都計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和三年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画地区計画

区計画

武蔵小山賑わ

い軸地区地区

計画

品川区小山三丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）及び品川区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都計画公園に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和三年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都計画公園

第五・六・十 削除する部分

八号明治公園

港区北青山二丁目及び新宿区霞ヶ丘町各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）並びに港区役所、新宿区
役所及び渋谷区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十七条第一項の規定により、武蔵野都市計画河川に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

令和三年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

武蔵野都市計画河川

第二号石神井川

武蔵野市八幡町二丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）並びに武蔵野市役所及び
西東京市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、西
東京都都市計画河川に係る都市計画の案を次のように公告す
る。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

令和三年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

西東京都市計画
河川

第一号石神井 追加する部分
川

西東京市南町一丁目、柳沢一丁目、
柳沢二丁目、柳沢三丁目、柳沢五
丁目、柳沢六丁目、東伏見一丁目、
東伏見五丁目及び東伏見六丁目各
地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）並びに武蔵野市役所及び
西東京市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二

項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東
京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

令和三年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画道
路

幹線街路放射
第十六号線

削除する部分
中央区日本橋二丁目及び日本橋茅
場町一丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）及び中央区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東
京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

令和三年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画道
路

幹線街路環状
第四号線

削除する部分
港区南青山二丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課（東京都庁第二本庁舎十
二階北側）及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東
京都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。
なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京
都に対して意見書を提出することができる。

令和三年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画道
路

幹線街路補助
線街路第百十
二号線

削除する部分
中央区日本橋箱崎町地内
変更する部分
中央区日本橋箱崎町、江東区佐賀
一丁目、佐賀二丁目、福住一丁目、
福住二丁目及び深川一丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)並びに中央区役所及び江
東区役所

三 縦覧期間
公告の日から二週間

四 意見書の提出先
新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和三年十二月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

国分寺市西町一丁目十九番一
立川市錦町二丁目四番三号
の一部(第一工区)
株式会社ライズウエル
代表取締役 渡邊 裕

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体

にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和三年十二月十四日から四月以内に東京都産業
労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)に到着するように提出してください。

令和三年十二月十四日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 ヤオコー立川若葉町店
- 二 店舗所在地 立川市若葉町一丁目十二番一ほか
- 三 設置者名 株式会社ヤオコー
- 四 設置者住所 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地
- 五 変更前の設置者住所 埼玉県川越市脇田本町一番地五
- 六 変更後の設置者住所 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ヤオコー
- 八 変更前の小売業者の住所 埼玉県川越市脇田本町一番地五
- 九 変更後の小売業者の住所 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地
- 十 変更日 平成三十年十二月三日
- 十一 届出日 令和三年十一月三十日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十三 縦覧期間 令和三年十二月十四日から令和四年四月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日

を除く。
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 十四 縦覧時間
- 一 店舗名 ヤオコー稲城南山店
- 二 店舗所在地 稲城市大字東長沼九号二千五百三十番地
- 三 設置者名 株式会社ヤオコー
- 四 設置者住所 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地
- 五 変更前の設置者住所 埼玉県川越市脇田本町一番地五
- 六 変更後の設置者住所 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ヤオコー
- 八 変更前の小売業者の住所 埼玉県川越市脇田本町一番地五
- 九 変更後の小売業者の住所 埼玉県川越市新宿町一丁目十番地
- 十 変更日 平成三十年十二月三日
- 十一 届出日 令和三年十一月三十日
- 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十三 縦覧期間 令和三年十二月十四日から令和四年四月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第二項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見書の提出があったので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和三年十二月十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ホームセンターコーナン府中四谷店
- 二 店舗所在地 府中市四谷五丁目二十三番地十二ほか
- 三 設置者名 三菱HCキャピタル株式会社
- 四 意見書

ア 提出者及び住所 個人ほか二名 府中市在住

イ 概要

(ア) 近年の自動車での来店客の増加を配慮した判断をお願いしたい。この数年間、ダイソーなどの新規出店、西友の改装などで、客数増は著しい。駐車可能台数の削減は、今後隣道路の渋滞を発生させる危険性が高いとみられる。

(イ) 周辺の道路交通環境の状況や今後の変化にも配慮をお願いしたい。

周辺の主要道路である都道二十号線は、府三ー四ー三号線として東部への延伸が予定されており、完成後はさらなる交通量の増加が懸念されており、配慮が必要。

(ウ) 近隣ショッピングセンターの駐車

台数比較でも不十分。近隣のショッピングセンターの駐車台数は六百五十台で、土日祭日は朝から入場できない車で、交通渋滞を起こしており、台数削減後の七百四十台は十パーセント程度の違いしかなく、削減後の台数は不十分。

(エ) 計画の前提条件の記載に一部事実誤認があると思われる。従業員の外部での使用台数は、必要台数を過大に見積もるための数値と考えられる。

(オ) 法令遵守の前提が一部壊れている。駐輪場についても台数が定められているが、開店直後からその台数の確保がされていない。

(カ) 近隣住民との協定の事前協議事項を守っておらず、今後のお互いの信頼関係を壊す危険がある。

令和三年十一月二十五日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

令和三年十二月十四日から令和四年一月十四日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

ウ 収受日

五 縦覧場所

六 縦覧期間

七 縦覧時間

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

